

7月

●7月11日

- 1 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月11日までに納付）

●7月15日

- 2 所得税の予定納税額の減額申請

●8月1日

- 3 所得税の予定納税額の納付（第1期分）
- 4 5月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 5 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 7 11月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 8 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 9 消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（3月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉

●7月中において市町村の条例で定める日

- 10 固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付

※ 税理士法施行71周年
昭和26年6月15日公布
昭和26年7月15日施行

8月

●8月10日

- 1 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●8月31日

- 2 6月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 3 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 4 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 5 12月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 6 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 7 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（4月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉
- 8 個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告

●8月中において都道府県の条例で定める日

- 9 個人事業税の納付（第1期分）

●8月中において市町村の条例で定める日

- 10 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第2期分）

9月

●9月12日

- 1 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●9月30日

- 2 7月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 3 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 4 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 5 1月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 6 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 7 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（5月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉

目次

税務カレンダー	1
令和4年度定時総会概要報告	2
春の表彰受賞者紹介	5
令和5年度税制改正に関する提言	6
健康情報	
『そのストレスはなぜ？原因はみんな違います』	9
経営のヒント	
何をなすべきかを手中に	10
今こそ、上杉鷹山に学ぶべし	11
小学生の税に関する絵はがきコンクール優秀賞・女性部会賞作品紹介	13
部会だより	15
新会員・部会員紹介	16

地区会だより・会員企業紹介	17
最近の話題から	
パワハラ防止で企業価値高めよ	19
一言居士の経済と生活雑感	20
税理士会コーナー	
企業版ふるさと納税	21
経営寸話【税理士 飯塚玲子】	22
税務署コーナー	
消費税のインボイス制度の登録申請受付について	23
インボイス制度のオンライン説明会について	24
お知らせ・表紙説明	26

総会 概要報告



横田会長

令和4年度一般社団法人高崎法人会定時総会を、去る5月27日（金）午後4時より、ホテルグランビュール高崎にて開催し、下記の議案及び報告事項が承認、報告されました。

挨拶の中で横田会長は、令和5年度に群馬県で開催予定の全国大会に向け、会員増強や事業の充実といった基盤整備を進めたいと進言し、事業活動の効率化や、組織体制の強化を掲げる本年度の事業計画を報告しました。



○議案を承認

議案第一号

令和3年度収支決算承認の件

（令和3年度収支決算に関する監査報告）

議案第二号

役員の一部選任承認の件

○報告事項

①令和3年度事業報告

②令和4年度事業計画及び収支予算

※議案の概略については3・4頁参照。

※皆様にご承認いただきました議案及び報告事項につきましては、高崎法人会ホームページの情報公開資料のページにて適宜掲載してまいります。

○表彰等

議事終了後、表彰式が行われ、役員功労者表彰、組織充実功労地区会表彰、組織充実功労者表彰、厚生制度推進功労者感謝状贈呈、優良経理担当者表彰を行いました。

また、高崎行政県税事務所より、高崎行政県税事務所長感謝状の贈呈が行われました。

○高崎税務署長、高崎市長、税理士会高崎支部長が祝辞



眞木高崎税務署長

ご臨席いただいた多数のご来賓を代表して、眞木高崎税務署長、富岡高崎市市長、梁瀬税理士会高崎支部長よりご祝辞を頂戴しました。



富岡高崎市市長



梁瀬税理士会高崎支部長

当総会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、下記を執り行いました。

- ・会場入り口及び受付での検温
- ・来場者のマスク着用依頼
- ・手指のアルコール消毒
- ・ソーシャルディスタンスの保持



大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

おかげさまで120周年
DJIDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル4F)
TEL 027-223-5260



貸借対照表

—令和4年3月31日現在—

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	28,915,937	23,141,135	5,774,802
前払金	54,650	75,920	△21,270
流動資産合計	28,970,587	23,217,055	5,753,532
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	7,000,000	7,000,000	0
基本財産合計	7,000,000	7,000,000	0
(2) 特定資産			
社会貢献活動引当資産	7,009,958	700,945	13
周年行事引当資産	4,567,917	4,567,839	78
退職給付引当資産	7,112,605	6,612,492	500,113
財政調整引当資産	5,500,009	5,500,000	9
地区会・部会引当資産	4,485,546	4,585,827	△100,281
特定資産合計	22,367,035	21,967,103	399,932
(3) その他固定資産			
什器備品	58,846	73,446	△14,600
電話加入権	155,784	155,784	0
保証金	2,299,000	2,299,000	0
その他固定資産合計	2,513,630	2,528,230	△14,600
固定資産合計	31,880,665	31,495,333	385,332
資産合計	60,851,252	54,712,388	6,138,864
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	374,123	391,849	△17,726
流動負債合計	374,123	391,849	△17,726
2. 固定負債			
退職給付引当金	7,112,605	6,612,492	500,113
固定負債合計	7,112,605	6,612,492	500,113
負債合計	7,486,728	7,004,341	482,387
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	0	0	0
2. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
3. 一般正味財産			
(1) 代替基金	0	0	0
(2) その他一般正味財産	53,364,524	47,708,047	5,656,477
一般正味財産合計	53,364,524	47,708,047	5,656,477
(うち基本財産への充当額)	(7,000,000)	(7,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(15,254,430)	(15,354,611)	(△100,181)
正味財産合計	53,364,524	47,708,047	5,656,477
負債及び正味財産合計	60,851,252	54,712,388	6,138,864

令和3年度正味財産増減計算書

—令和3年4月1日～令和4年3月31日—

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	119	595	△476
特定資産運用益	271	1,229	△958
受取会費	27,215,000	27,622,000	△407,000
事業収益	608,000	500,000	108,000
受取補助金等	17,704,400	18,188,800	△484,400
受取負担金	3,409,760	2,257,000	1,152,760
雑収益	215,569	118,260	97,309
【経常収益計】	49,153,119	48,687,884	465,235
(2) 経常費用			
事業費	38,042,998	33,499,931	4,543,067
(税の啓発活動事業)	5,998,478	6,156,676	△158,198
(税務経営支援事業)	158,400	158,400	0
(地域社会貢献事業)	2,094,374	613,313	1,481,061
(会員増強事業)	115,971	404,386	△288,415
(会員支援事業)	312,634	79,681	232,953
(地区会・部会支援事業)	6,254,354	3,122,593	3,131,761
(按分共通費用)	23,108,787	22,964,882	143,905
管理費	5,453,644	5,060,730	392,914
【経常費用計】	43,496,642	38,560,661	4,935,981
【当期経常増減額】	5,656,477	10,127,223	△4,470,746
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
【経常外収益計】	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
【経常外費用計】	0	0	0
【当期経常外増減額】	0	0	0
【当期一般正味財産増減額】	5,656,477	10,127,223	△4,470,746
【一般正味財産期首残高】	47,708,047	37,580,824	10,127,223
【一般正味財産期末残高】	53,364,524	47,708,047	5,656,477
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	15,887,300	16,204,400	△317,100
一般正味財産への振替額	△15,887,300	△16,204,400	317,100
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0
【指定正味財産期首残高】	0	0	0
【指定正味財産期末残高】	0	0	0
III 正味財産期末残高	53,364,524	47,708,047	5,656,477

「生きる」を創る。

Aflac



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度



アフラックは、1983年より

「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉

アフラック

群馬支社

〒370-0841 高崎市栄町16-11
高崎イーストタワー13F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

令和4年度収支予算書

—令和4年4月1日～令和5年3月31日—

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,000	5,000	△4,000
特定資産運用益	1,000	5,000	△4,000
受取会費	27,600,000	28,800,000	△1,200,000
事業収益	890,000	890,000	0
受取補助金等	17,260,600	17,413,400	△212,800
受取負担金	9,450,000	8,750,000	700,000
雑収益	1,121,000	1,290,000	△169,000
【経常収益計】	56,323,600	57,213,400	△898,800
(2) 経常費用			
事業費	57,437,800	55,437,400	2,000,400
(税の啓発活動事業)	8,288,000	7,920,000	368,000
(税務経営支援事業)	160,000	160,000	0
(地域社会貢献事業)	3,980,000	3,420,000	560,000
(会員増強事業)	620,000	530,000	90,000
(会員支援事業)	870,000	800,000	70,000
(地区会・部会支援事業)	19,560,000	19,100,000	460,000
(按分共通費用)	23,959,800	23,507,400	452,400
管理費	8,750,200	8,812,600	△62,400
【経常費用計】	66,188,000	64,250,000	1,938,000
【当期経常増減額】	△9,864,400	△7,036,600	△2,827,800
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
【経常外収益計】	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
【経常外費用計】	0	0	0
【当期経常外増減額】	0	0	0
【当期一般正味財産増減額】	△9,864,400	△7,036,600	△2,827,800
【一般正味財産期首残高】	53,364,524	47,708,047	5,656,477
【一般正味財産期末残高】	43,500,124	40,671,447	2,828,677
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	15,698,100	15,887,300	△189,200
一般正味財産への振替額	△15,698,100	△15,887,300	189,200
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0
【指定正味財産期首残高】	0	0	0
【指定正味財産期末残高】	0	0	0
III 正味財産期末残高	43,500,124	40,671,447	2,828,677

表彰・感謝状 受賞者紹介

◎役員功労者表彰(7名)

岡田美智子(高崎)、北形信也(高崎)、高橋賢二(高崎)、八木建司朗(高崎)、坂田夕工子(渋川)、針谷一(新町)、松本治久(吉井)

◎組織充実

功労地区会表彰(1地区会)
「5年連続70%台維持」
伊香保地区会

◎組織充実功労者表彰(2名)

「2年連続3社以上」
高橋正光(税理士会)

「3社以上」
鈴木麻美(AIG)

◎厚生制度

推進功労者感謝状(8名)

関口千夏(大同生命)、外所麗子(大同生命)、茂木和美(大同生命)、鈴木麻美(AIG)、深澤一生(AIG)、井田司(アフラック)、黒澤眞里子(アフラック)、田野邊聡(アフラック)

◎優良経理担当者表彰(8名)

「特別表彰」
高瀬英子(高崎)、田中聖美(高崎)、川村房美(吉井)、小須田弘子(吉井)

「一般表彰」
江原由利子(高崎)、山岸幸恵(高崎)、久保裕也(安中)、鈴木進一(安中)

(地区会別・五〇音順 敬称略)



経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



Business Guard

AIG損害保険株式会社 群馬支店
TEL. 027-223-5771

政府労災の上乗せ補償

ハイパー任意労災
(業務災害総合保険)

火災と地震災害に備える

**プロパティガード
+ 企業地震保険**
(企業財産保険・財物損害補償特約等)

企業向け第三者賠償責任保険

オールスターズ
ALL STARS
(事業賠償・費用総合保険)

個人情報の漏えい事故対策

情報漏えいガード
(個人情報漏洩保険)

22-073003

春の表彰等受賞者紹介

（本年度春の表彰等の栄誉に浴された役員の皆様を）紹介いたします。
（敬称略・順不同）

群馬県総合表彰

岩井加代子

副会長
女性部会長
（ホワイトハウス）

高崎行政県税事務所長感謝状

柳澤 佳雄



副会長
エスビック㈱

小林 均



理事
（有）小金

全法連功労者表彰

清水 正郎



副会長
㈱研屋

今成 克之



理事
今成運送㈱

牧野 茂実



理事
牧野酒造㈱

県法連功労者表彰

真塩 博人



理事
（有）真企画

小野里克巳



参事
群馬自動車燃料販売㈱

小池 孝司



参事
（有）小池

その他、事務局主任・岡芹茂樹が県法連功労者表彰を戴きました。

消費税の期限内納付を 忘れずに。

期限内納付が難しい
場合は、所轄の税務署
（徴収担当）へ
ご相談ください。^{（※4）}



消費税には申告・
納付期限^{（※1）}が
あります。

申告・納付には
e-Taxが利用
できます。

個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。

- ★ 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- ★ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^{（※2）}。
- ★ 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- ★ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^{（※3）}に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^{（※3）}	申告・納付回数
4,800万円超	年12回（確定申告1回、中間申告11回）
400万円超4,800万円以下	年4回（確定申告1回、中間申告3回）
48万円超400万円以下	年2回（確定申告1回、中間申告1回）
48万円以下	年1回（確定申告1回、中間申告不要） ^{（※5）}

- ※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- ※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※4 税務署に申請することにより、納税が猶予される制度があります。
- ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

法人会

令和5年度税制改正に関する提言〈抜粋〉

高崎法人会・税制委員会では会員の声を基に令和5年度向け税制改正に関する提言を取り纏めました。

この提言は、群馬県法人会連合会、全国法人会総連合を経て、全国75万社の法人会会員企業の声として取り纏められます。

なお、全文につきましては高崎法人会HPにて掲載予定でございますのでご参照ください。

1、はじめに

中小企業の活性化と持続的な成長へむけて

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、医療提供体制の逼迫を回避するための感染拡大防止策が継続される中で、下押し圧力もあるが、プ

ラ成長に転じたものの、緩やかな回復に留まっている。しかし、此処にきて感染状況は高止まり感のある推移を示しており、今後のわが国経済は、感染症の動向に引き続き懸念が残る。

また、ロシアのウクライナ侵攻という思いもよらない力による現状変更を目の当たりにしたことは大きな衝撃となり、先行きの世界秩序に暗澹たる思いと不安で世界経済は混乱し、国内においても、地政学的なリスクを喧伝する動きもみられ、ある意味、財政規律という経済制裁を日本政府自身が課している状況下で「プライマリー・バランス（基礎的財政収支）黒字化目標」という財政規律がある限り、防衛費を大幅に増やすことはできないし、国力も衰弱するばかりだ。」と言う論調が起り始めている。

〜〜中略〜〜

雇用を通じて地域経済や財政に大きく貢献し、大企業とは異なる中小企業の特長である多様性並びに柔軟性を生かし、地域社会を支える中小企業の活性化と持続的な成長、新たな挑戦の為に、新たな基点で活発に活動できる事業環境を整備し、中小企業の特長に着眼した税制の実現が必要であると考える。

特に、円滑な事業承継の実現に向けた税制の抜本的な見直しをはじめ、中小企業の特長に着目し、新たな産業構造の構築を目指した成長戦略と一体となった税制の実現を要望する。経営者層の老齢化も進み、技術の伝承、事業承継には、多くの困難を伴っている。

資産の世代間移転が高齢化している事も課題となっている。家族間の相続・贈与等の関連法規を整理し、新たな制度を立ち上げ、試算の早期移転を促す税制の構築が必要と考える。事業承継の推進を図らねば、わが国の産業構造並びに地域社会を支え続けてきた税制基盤が損なわれつつあり、

やがて、崩壊の危機に曝される事になる。

地方創生の中でも、新たな創業支援等々だけでなく、業態をただし、経営革新を行い、事業の再編と第二創業に立ち向かう中小零細企業の承継には新たな支援が必要であり、社会構造の変化に対応したデジタル化の課題もあり、人材育成等を含め、幅広く、手厚く施される時である。多様な働き方が拡充する中で、働く意欲を阻害せず、公平で中立的な税制を構築していくべきである。

公平・中立的かつ簡素な税制に速やかに移行し、毀損している担税基盤強化を図り、努力した人が報われる税制、真面目な納税者が評価され、尊敬される社会をつくるべきである。

2、総論

(1) 行財政改革

厳しい経済状況にあるにもかかわらず、国民には震災復興と社会保障制度の財源確保のためには負担増やむなしとの考え方もある

が、これは国・地方において、ぎりぎりまで行財政改革が行われることを前提としている。

しかし、行政改革の取組みは極めて不十分であり、遅々として進まず、かえって肥大化しつつある。省庁の権益を確保する縦割り行政の弊害と行政の執行に偏りのあるとの指摘、懸念がでっており、付度を繰り返す官僚の跋扈が見え隠れしている。

特に、新型コロナウイルス対策等々で露呈した官僚組織の脆弱性、及び官僚組織の今の不祥事で国民からの信頼感が大きく損なわれている。国民の信頼を裏切るような事態に陥っている事は看過できない事案である。

組織防衛を優先し、危機対応を阻む事が散見された。我が国の官僚機構は、新たな危機に見舞われる都度、その機能不全をさらけ出している様は何とも情けないものである。グローバル化とデジタル化の進展で変化のスピードが格段に上がった21世紀。20世紀型の官僚機構を引きずったまま

令和5年度 税制改正に関する提言〈抜粋〉

の日本は置き去りにされるばかりである。

国民に痛みを求める前に「まず隗より始めよ」の認識の下、先ず、国会議員及び地方議会議員が約束を守り、実行すべきである。議員及び政党は、今、約束した公約を果たす時であり、そのことによりはじめて国民の代表として、国民の信頼を得ることができる。

なお、以下について直ちに期限を定めて改革を断行するよう求める。

① 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制

② 国・地方公務員の人員削減、人件費の抑制

③ 特別会計と独立行政法人などの見直しによる無駄の削減

④ 民間活力を阻害する各種規制を改廃し、民間にできることは民間に任せ成長につなげる。

⑤ 既得権益構造に根ざす『官』から『民』への天下り人事等の禁止

(2) 安定した

社会保障制度の確立

国、地方を通じて徹底した行政改革の推進を実行し

つつ、国民に安心を与える社会保障制度を確立すべきである。

財源等については、広く国民で負担すべき事であるが、担税力等にも配慮すべきであり、担税基盤を損ねる事を危惧する。

先ずは、様々な施策執行においての国民の協力・支持と理解は政府が信頼に値するか否かが鍵となる。信頼を取り戻すには、議員及び官・行政組織が、国民の付託に応え、約束を実行し、改革を断行する事につきる。

3、各論

「法人税関係」について

(1) 定期同額給与の原則の廃止

会社役員に対する報酬が定期同額の原則から外れた支払いが認められないのは不合理なので、役員給与の損金不算入の規則を改め、定期同額給与の原則を廃止すること。

役員給与の本質は職務執行の対価であるから、恣意性のないものについては損金算入されなければならないと考える。

(2) 法人所得課税

産業の空洞化を防ぎ、かつ国内の雇用確保と域内の経済活性化に資するため、法人課税実行税率の更なる引き下げをできるだけ早い時期に行うこと。

(3) 中小企業の

法人税率の軽減

大企業とは環境の異なる中小零細企業であるがゆえ、

① 現行8百万円の軽減税率適用所得金額を4千万円程度に引き上げ、現在15%(時限的)の軽減税率を更に一段と引き下げる。

② 最高税率も国際競争力強化策として、近隣諸国並みの法人実効税率に引き下げる。

③ 域内の経済活性化に寄与する中小企業がより一層元気の出る税制にすべきである。

(4) 不良債権の損金算入

不良債権の実態に応じ、最大99%までの損金算入を認めるべきである。

(5) 冠婚葬祭費等

社会通念上、通常必要とされる冠婚葬祭費等に際して支出する祝金・香典・花輪等は地域に根ざした経済取

引環境下にある中小零細企業にとつては広告費的要素が強いので損金算入を認めるべきである。

また、その支出の目的に応じて社会通念上必要と認められる祝金・香典等又は受領者側で益金に計上される事によって二重課税となるものについては、交際費課税の範囲から除外すべきである。

なお、8百万円までの交際費の全額損金算入は、法制化を行い継続した措置となるようにすることが妥当である。

「事業承継関係」について

(6) 相続税

事業承継の意欲と努力した人が報われる事業承継が出来るようにするため、事業承継に関わる事業承継者(相続人)の相続税の軽減措置を講ずること。

特に、事業に使用している土地は事業運営の根幹をなすものであり、承継する相続税の中でも大きな課税となっており、事業承継の推進を図る上で、農業相続人の特例農地並みの評価と

すること。

(7) 事業承継税制

新たな事業承継税制が創設されたが、要件等の適用を考慮し、更なる緩和並びに実態に即した要件への改善整備が必要である。

欧州主要国では相続税体系は多様なが、事業承継税制を優先させる考え方は一致している。わが国でも中小企業の活性化を目的に「事業用資産を一般資産と区分し、事業用資産の課税を軽減又は免除する」本格的な事業承継税制の創設を求める。

(8) 事業承継時の未上場株式の評価方法について

中小企業の未上場株式の評価方法を見直すべきである。経営権の安定した承継のためにも要件を整え、「払い込み金額による評価(旧額面)」とすべきである。

(9) 相続・贈与による取得資産の取得価格について

相続人や贈与を受けた者が相続、贈与によって取得した資産(土地・建物・有価証券他)の取得価格は、相続税、贈与税を計算した時点の評価額とすべきである。

令和5年度 税制改正に関する提言〈抜粋〉

「その他」

(10) 消費税

税率を上げるとは、中小零細企業者にとって、過重な費用と事務の負担をさせることになるため一定の救済措置と支援策が必要である。

また、取引相手から、不当な仕入代金の減額、買いたたき、購入の強制等、増税分を適正に価額に転嫁できないことの無いよう、必要に応じた監視や措置が求められる。

更に、消費税制度の充実と信頼を確保していくためには、一層の課税の適正化に向けた取組みが求められる。軽減税率についても民意を反映し、事務負担増もあり、再度検討する必要がある。

(11) 二重課税の廃止

酒税・ガソリン税と消費税等、二重課税は、速やかに廃止すべきである。

(12) 個人所得税

累進税率区分や諸控除の見直し、均等割の創設等、個人所得課税を抜本的に見直すべきである。

(13) 年金課税の廃止

老後の安定のための年金である。老後の生活保障を自助努力に頼る面は多いが、更に年金に課税されたのでは何の為の年金か。年金課税を速やかに廃止すべきである。

(14) 少子化対策

晩婚率、未婚率の高さ、及び出生率の低さが少子化の理由だが、現在行われている対策は子育て支援が中心である傾向が強いと思われる。先進各国の良い制度を採り入れ、子育て支援と並行して、晩婚と未婚への対策が必要である。低所得者の未婚率の高さを鑑み、税制面からも結婚適齢世代が結婚し、子供を産み育てることができる社会づくりと環境づくりが必要である。

(15) 印紙税の廃止

現在の経済取引は、事務処理のデジタル化が進み、作成される文書の形式や内容が変化してきている。電子決済、ペーパーレス化等が進み、電子契約等は非課税であることなど、文書課税としての印紙税には不合理・不公平な現象が生じて

いる。

大企業と下請け構造となつている中小零細企業間では発注側と受注側では取引文書の取扱いにより課税に大きな偏りが生じており、公平・中立性に欠ける。

また、印紙税は、所得、資産の保有、消費のいずれにも該当せず、その点でも特異であり、時代錯誤的な税目となっており、印紙税は廃止すべきである。

「地方税関係」について

(16) 固定資産税の見直し

全国的に地価が下落している実勢から見て、税負担が重い。早期に固定資産税、都市計画税の抜本的な見直しを実現してほしい。

また、時価の算定は収益還元方式を重視して算定を見直すように改めるべきである。

(17) 事業所税

①事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止を求める。
②中核都市（人口30万人以上）等だけに課税され、課税対象となる基準等が不公平であるため廃止を求

める。

(18) 外形標準課税

経済の波をかぶりやすい中小零細企業には大きな負担増となる外形標準課税は資本金1億円以下の企業に課税すべきではない。

「電子申告・電子納税」e-Taxとe-LEITAXについて

(19) 電子申告の規格統一

大規模法人の電子申告義務化等の新聞記事が発表されたが、国税職員の事務負担軽減のみを目的に導入を図るのではなく、利用者の事務軽減を図るべく省庁間の垣根を取り払い、国税と地方税を同じシステムで電子申告・納税できるように、e-Taxとe-LEITAXの規格統一を検討し、電子申告制度の充実を目指すべきである。

(20) 電子申告の利用促進

電子申告・電子納税のさらなる利用促進に向けて、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度等の創設を求める。

「共通番号制度」について

(21) 共通番号制度

共通番号制度は、すでに動き出しているが、その取扱い方法や取扱う人の認識により、その扱い方が全く違ったものとなっている。信頼性を確保した推進並びに執行を望む。公平で効率のよい社会保障制度の基盤として、納税や年金、医療などに関する手続きの簡素化、事務の効率化による行政コストの削減などにつなげ、行き過ぎた管理社会・管理国家にならないことを望む。国民の警戒感からか、理解を得られていない事もあり、マイナンバーカードの取得等が進まず、低水準で推移している現状を打破すべきである。

また、公務員であるから大丈夫という間違つた感覚で取扱う場合も散見され、データ漏えいやシステムの管理等には徹底したセキュリティ対策が必要である。

そのストレスはなぜ？ 原因はみんな違います

産業カウンセラー 柏木 勇一

働く環境の変化から生じた ストレスの現れ方

長期化したコロナ禍で、働く人たちの環境が一変しました。在宅勤務では、仲間と直接話し合うことがないので進捗状況が確認できません。製造現場で働く人たちは出社しなければいけません。事務職員が出社しないので、顧客先の情報も少なくなりがちです。どちらにしてもイライラが募りました。そう、ストレスはそれぞれの働き方で異なる形で生じたのが特徴でした。

毎日出勤。その影響で業務量が急激に増え、残業も多くなって、疲労を感じ、眠れない日々になりました。同僚との会話も減って「孤立状態」。やるべきことが分かっていないのに後回しになり、ミスも目立ってきました。37度台前半の微熱が10日ほど続いたのでPCR検査を受け、結果は陰性でしたが軽い吐き気にも悩まされていました。

まず原因を把握、そこから 対処方法が生まれます

つまり、ストレスといっても、その原因はみんな異なります。ストレスの種類はストレスを感じている人の数だけあるととらえた方がいいでしょう。Aさんの場合は、ズバリ業務過多が原因です。どうすればいいか、皆さんもす

ぐ気がついたと思います。業務量の軽減が緊急課題です。ここは頑張らなければ、と無理をすると症状は進行し、さまざまな危険が生じることが容易に想像できます。

ほどほどのストレスを感じた方が、緊張感をもって仕事に取り組めるので効果があるという説もあります。Aさんの場合は、ほどほどとは言えません。ストレス発散方法として、散歩や軽いジョギングをする、子どもと遊ぶ、休日は趣味の時間を持つ、などが挙げられています。もちろん否定はしません。自分流のストレス発散法を身につけて、ぜひ実行してください。同時に、ストレスの原因をしっかりと押さえて、その原因に対応することがより重要です。

上司に求められる早期発見・ 早期対応、これは不変です

Aさんからは、対人関係の不満は語られませんでした。なぜ自分だけこんなにヘトヘトになるまで働かなければいけないのか、と

いう思いはあったようです。つい、休みの多い同僚をうらやましく思う感情が、ストレスになって身体に影響したことも想像できました。こちらが主な原因と分かった場合は、カラオケで大声を出したり、スポーツで汗をかいたりする発散系の対処法が効果的です。休養系、癒やし系、発散系…などの複数の対処法を持つていただきたいと思います。

一方、職場で大事なことは周囲のサポートです。Aさんに上司への相談を勧めたところ、実は上司も心配していたことが分かり、業務量の分担が進んだそうです。本日は職場のメンタルヘルスの基本「早期発見と早期対応」を念頭に、上司が気付いた段階で手を打ってほしいケースでしたが、相談がよい方向になったことはまずは良かったと思います。



「生きる」を創る。

Aflac



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度



アフラックは、1983年より

「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉

アフラック

群馬支社

〒370-0841 高崎市栄町16-11
高崎イーストタワー13F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

何をなすべきかを手中に

2年にも及ぶ新型コロナウイルス感染症拡大は、中小企業経営に大きな悪影響を及ぼした。

売上高が大幅に減少し、経費節減によって業務に精通したベテラン社員を失ったり、賃下げでモチベーションも下げさせる結果を生んでしまった向きもある。

加えて、この難局を突破するために、政府保証による無利子・無担保融資に頼らざるを得なくなり、固定費を膨らませた中小企業も少なくない。

報道によれば、コロナ対策に対応した政府系と金融機関からの融資額は昨年12月末時点で約55兆円に及び、2020年6月末時点からの1年半で約15兆円も急増している。

無利子・無担保とはいえ、借りた金は返さなければならぬ。

昨年9月時点で、融資を受けた約70万社のうち、元金返済が始まった中小企業は約6割で、残り約4割は今年から順次、返済が本格化する見込みにある。

信用調査会社の東京商工リサーチの担当者は「実際の返済能力以上に借りられるだけ借りた事業者は多い」とみている。

事実、コロナで大打撃を受けた宿泊業は2020年3月期に借入金金は月間売上高の8.5か月分だったが、1年後の昨年3月期には月間売上高の22.8か月分まで大きく膨らんでいる。こうした借入金返済の固定費の重圧を背負い、これ

から経営をしていかなければならないが、その原資となる売上高は、新変異株であるオミクロン株による感染拡大の局面を前にして、厳しいというのが現実なのだ。

加えて、昨秋から原油をはじめ原材料高騰により、商品製造にかかる費用や物流費といった変動費も膨らんできている。

販売価格などに適正に価格転嫁ができない場合は、一段と収益の悪化をもたらしかねないのだ。

製造などの原価上昇分が商品やサービスの売上高にきちんと転嫁されなければ、採算割れとなり、結果として、利益も薄らぎ、利益すら確保できないとなれば、借入金返済の原資さえも失

いかならない経営環境にあるのだ。

そうすると、当然の帰結として淘汰されていく他はないのだ。

膨らんだ借入金を抱えた企業にとっては、売上の確保が最重要課題であり、そのためには、経営環境の変化を的確に把握し、自社が直面している課題に先んじて手を打ち、顧客や市場に応えていくしかないのである。

まさに、経営者自身が自社の経営改善に取り組んでいくことこそが求められているのだ。

そして、それが達せられ、粗利益を上げ、頑張る社員への賃上げを行い、定着を図っていくことこそが企業を好循環へと導いていくのだ。

コロナ禍の中での難局経営は、その気付きを与えてくれ、経営者自らが成長へと導く試練だと受け止め、たゆまずに取り組んでいくうではありませんか。

借入・債務の重圧がかかる経営においては、売上も粗利益を増やしていくことが求められているのだ。

元ハーバード・ビジネススクール教授のセオドア・レビットは、「企業は自社の事業を顧客の真のニーズから逆算して定義しなければ衰亡する」と、明日の経営を切り拓くヒントを示している。

そして、さらに彼は、「多くの経営者は過去の状況に向いた経営をしている。それは経営者の経験も成功も過去に得られたものだからである。だが、経営は明日のためのものであって、昨日のものではない。将来は、なしたことなく、何をなすべきに関わるものである。何をなす『べき』かは、外部環境によって決まってくる」と言っている。2年間のコロナ禍で旧態依然の経営環境とは一変した今こそ、「何をなすべきか」を手中に収めようではありませんか。

今こそ、上杉鷹山に学ぶべし

歴史人物像研究家 鈴木貞夫

受け次いで 国のつかさの身となれば
忘るまじきは 民の父母

今年は、上杉鷹山^{ようざん}没後200年。10歳で上杉家の養子に入った鷹山は、17歳で米沢15万石を襲封した。しかし、当時の上杉家の財政は瀕死の状態にあった。

鷹山は不可能と言われた米沢藩の財政再建を、55年の歳月をかけ、あらゆる逆境を乗り越えて成功させたのである。なぜ、そんなことが可能だったのか。鷹山は72年の生涯を通じて、数多くの言葉を遺している。

それは、家臣や領民への諭^{さと}の言葉であると同時に、自分への戒めの言葉でもあった。

コロナ禍で先の見えない時代をどう生き抜くか。現代よりもはるかに厳しい時代を生きた鷹山の言葉の中から4つを選んで、逆境を克服する要諦を探りたい。

鷹山は藩主となったからには、領民の親になったつもりで政治をやらなければならぬと心に誓った。

師・細井平洲から学んだ教訓の基本である。また、それ以前に実家・秋月家の家老・三好善太夫からは「何よりもまず自身の修練を積まなくてはなりません」と教えられた。

この両師の教えを鷹山は生涯にわたり実践した。鷹山は大倅約令を發布して、藩政の改革に踏み出した。

自身の仕切金（生活費）を7分の1に節減し、着物は木綿、食事は一汁一菜で、領民と苦楽を共にする姿勢をとり、参勤行列の簡素化な

などを断行し経費の節減に尽力した。

しかし、幕府の手伝い普請（建築工事負担金）は1万6千両余りの出費で藩収入の2割を超える金額だった。領外からの借金はできず、結局、領内で家臣、農

国家人民の為に立てたる君にして、
君の為に立てたる国家人民には之なく候

鷹山の藩主在任18年で財政はほとんど改善されなかったが、天明5年（1785）2月、鷹山の養子・治広に家督を譲って隠居した。

その際、「伝国の辞」と呼ばれる人君（藩主）の心得三か条を治広に授けた。その中の1つの言葉である。

民、町人から賦課金を徴収せざるをえなかった。

19歳で、それまでの江戸住まいから米沢に初入部した際には、「鉄砲射撃上覧」（藩主による鉄砲射撃見学）

時に家臣たちに丁寧に対応し、鷹山の誠意に家臣たちが感激し、中堅の家臣たちとの信頼関係が築かれ、江戸藩邸再建には命がけで尽力してくれた。

しかし、江戸家老だった竹俣当綱^{たけまた まつな}を登用して殖産興業を積極的に行おうとした際に、計画通りに進まず、財政改善は滞ってしまった。

代官の世襲制を廃し、誠実で実力のある役人を配した。年貢の取りたても改善を加えた。

米沢藩の貧しさの原因は、領地に対し家臣の数が極端に多いことである。

そこで、家臣の次男・三男の土着を奨励した。武士たちが農業に従事しても、地位が損なわれることはなく、武士の特権はすべて保証した。

永久的な土着が実現したことは、財政好転に大きく

んだが、消極政策と天明飢饉による打撃は大きく、財政は更に悪化し立ち行かなくなってしまう。

鷹山は治広の切望もあり、6年ぶりに藩政に復帰した。

その際、隠居していた莅^{ぞうし}戸善政^{きよまさ}をかたくなに固辞するを説得し、改革を委ねた。

54歳の善政は寝る間も惜しんで、藩政改革に打ち込んだ。

鷹山の意をくんで領民のために「寛三の改革」を推し進めた。

代官の世襲制を廃し、誠実で実力のある役人を配した。年貢の取りたても改善を加えた。

米沢藩の貧しさの原因は、領地に対し家臣の数が極端に多いことである。

そこで、家臣の次男・三男の土着を奨励した。武士たちが農業に従事しても、地位が損なわれることはなく、武士の特権はすべて保証した。

永久的な土着が実現したことは、財政好転に大きく

寄与した。

また、農村人口の増加策として、15歳以下の子ども

が5人以上いる農家には米を支給し、困窮者には年1両の養育手当を支給した。

でないことを論じた。機織りは、財政再建に大いに貢献した。

意見してくれる人もなく、わがままになっている。そこに生活費が上がれば、もつとわがままになってしま

ら1人の餓死者も出さなかった。鷹山と荏戸善政が飢饉に備え、粃を備蓄しておいたからに他ならない。

為せば成る 為さねばならぬ何事も ならぬは人の 為さぬなりけり

これは鷹山が、実子・顕孝への教訓として送った壁書の一部である。だが、これは鷹山自身の言葉ではない。陽明学者・熊沢蕃山の言葉であるが、鷹山はこの厳しい言葉を気に入って顕

孝に与えたのだといえるが、今は鷹山の言葉とされているようだ。

「寛三の改革」が進展し、財政に光が見え始めた頃、善政は69歳で死去した。再勤から12年、全身全霊で藩の改革に邁進した荏戸善政は米沢の恩人であった。

鷹山の晩年は平穏だった。何の心配ごともなく、睡眠中に息を引き取った。鷹山の葬儀の日には、何万人もの領民が道端に出て、自分の親が亡くなったかのように号泣したという。

鷹山は、現代とは全く違う政治制度の時代に生きた人間だが、学ぶべきところは数多い。

これは鷹山が、実子・顕孝への教訓として送った壁書の一部である。だが、これは鷹山自身の言葉ではない。陽明学者・熊沢蕃山の言葉であるが、鷹山はこの厳しい言葉を気に入って顕

孝に与えたのだといえるが、今は鷹山の言葉とされているようだ。

鷹山は将来のために教育にも心血を注いだ。厳しい財政の中でも、学問所を再興し、子弟の教育についても極めて熱心だった。

鷹山公のおかげで我々の暮らしがよくなったのだという強い思いがあったのだろう。

鷹山は、将来を見据えた理念・目標を、教えを基に堅持し、困難にひるまず、執念を持って取り組んだからこそ名君といえよう。

鷹山は早くから郷倉を設置して飢饉に備えてきたにも関わらず、天明の飢饉では少ないとはいえ犠牲者を出したことを猛省し、次の飢饉に備え、粃の備蓄をしていた。

藩士の家での機織りは、困窮財政から脱出を図る重要な政策の一つだった。

鷹山は武士が機織りをすることは何ら恥ずべきこと

鷹山は、将来を見据えた理念・目標を、教えを基に堅持し、困難にひるまず、執念を持って取り組んだからこそ名君といえよう。

鷹山は、現代とは全く違う政治制度の時代に生きた人間だが、学ぶべきところは数多い。

鷹山は早くから郷倉を設置して飢饉に備えてきたにも関わらず、天明の飢饉では少ないとはいえ犠牲者を出したことを猛省し、次の飢饉に備え、粃の備蓄をしていた。

藩士の家での機織りは、困窮財政から脱出を図る重要な政策の一つだった。

鷹山は武士が機織りをすることは何ら恥ずべきこと

鷹山は、将来を見据えた理念・目標を、教えを基に堅持し、困難にひるまず、執念を持って取り組んだからこそ名君といえよう。

鷹山は、現代とは全く違う政治制度の時代に生きた人間だが、学ぶべきところは数多い。

鷹山は、将来を見据えた理念・目標を、教えを基に堅持し、困難にひるまず、執念を持って取り組んだからこそ名君といえよう。

鷹山は、将来を見据えた理念・目標を、教えを基に堅持し、困難にひるまず、執念を持って取り組んだからこそ名君といえよう。

鷹山は、将来を見据えた理念・目標を、教えを基に堅持し、困難にひるまず、執念を持って取り組んだからこそ名君といえよう。

鷹山は、将来を見据えた理念・目標を、教えを基に堅持し、困難にひるまず、執念を持って取り組んだからこそ名君といえよう。

鷹山は、将来を見据えた理念・目標を、教えを基に堅持し、困難にひるまず、執念を持って取り組んだからこそ名君といえよう。

老いぬれば 心のまを戒しむと ふるき教えを我まもらなん

鷹山の最大の課題は、財政改革である。これは何としてもやり遂げねばならない。あらゆる方策を考え、実践した。

自分自身への戒めの言葉である。

活の面で不自由していた鷹山の生活費を増額しようとした。

鷹山は、後に蚕神として祀られた。

鷹山の死から11年後に起きた天保飢饉では米沢藩か

鷹山は、将来を見据えた理念・目標を、教えを基に堅持し、困難にひるまず、執念を持って取り組んだからこそ名君といえよう。

鷹山は、将来を見据えた理念・目標を、教えを基に堅持し、困難にひるまず、執念を持って取り組んだからこそ名君といえよう。

鷹山は、将来を見据えた理念・目標を、教えを基に堅持し、困難にひるまず、執念を持って取り組んだからこそ名君といえよう。

鷹山は、将来を見据えた理念・目標を、教えを基に堅持し、困難にひるまず、執念を持って取り組んだからこそ名君といえよう。

鷹山は、将来を見据えた理念・目標を、教えを基に堅持し、困難にひるまず、執念を持って取り組んだからこそ名君といえよう。

鷹山は、将来を見据えた理念・目標を、教えを基に堅持し、困難にひるまず、執念を持って取り組んだからこそ名君といえよう。

鷹山は、将来を見据えた理念・目標を、教えを基に堅持し、困難にひるまず、執念を持って取り組んだからこそ名君といえよう。

鷹山は、将来を見据えた理念・目標を、教えを基に堅持し、困難にひるまず、執念を持って取り組んだからこそ名君といえよう。

鷹山は、将来を見据えた理念・目標を、教えを基に堅持し、困難にひるまず、執念を持って取り組んだからこそ名君といえよう。

鷹山は、将来を見据えた理念・目標を、教えを基に堅持し、困難にひるまず、執念を持って取り組んだからこそ名君といえよう。

第13回 せい かん 税に関する え 絵はがきコンクール

令和3年度 卒業生作品



このコンクールは法人会の租税教育活動の一環として、高崎税務署管内の小学6年生を対象に行われ、応募総数2,113点の中から、50点が入賞しました。そのうち、最優秀賞他12点を裏表紙に、優秀賞10点、女性部会賞5点をこの項にてご紹介いたします。

入賞作品は2～3月の確定申告期間中に確定申告会場前にて展示を行いました。また、応募いただいた作品は下記の日程にて展示を行います。

- ◆高崎市役所 8月24日～8月30日
- ◆渋川市中央公民館 8月1日～8月5日
- ◆高崎市役所群馬支所 8月25日～9月9日



優秀賞

高崎市立新高尾小学校
近藤 さくらさん



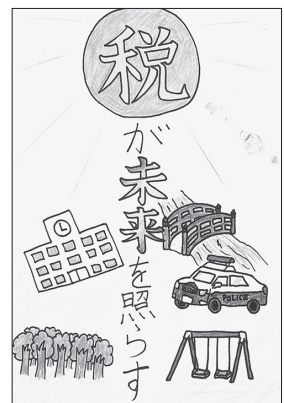
優秀賞

高崎市立城東小学校
菅原 海美さん



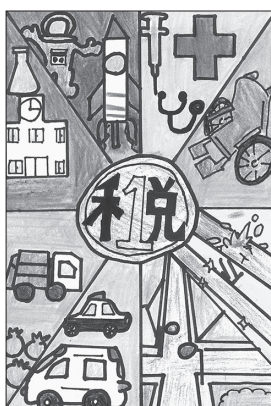
優秀賞

高崎市立六郷小学校
池田 瑠那さん



優秀賞

高崎市立西小学校
江原 彩芭さん



優秀賞

高崎市立国府小学校
田村 琉翔さん



優秀賞

渋川市立渋川南小学校
六川 美梨亜さん



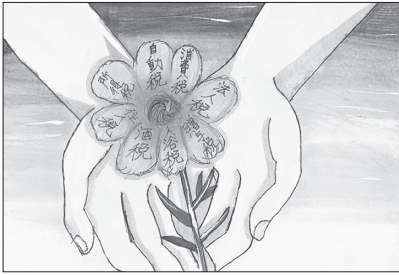
優秀賞

高崎市立中居小学校
佐藤 珠友さん



優秀賞

高崎市立中川小学校
松本 遥希さん



女性部会賞

安中市立磯部小学校
飯塚美咲さん



優秀賞

高崎市立久留馬小学校
下村唯華さん



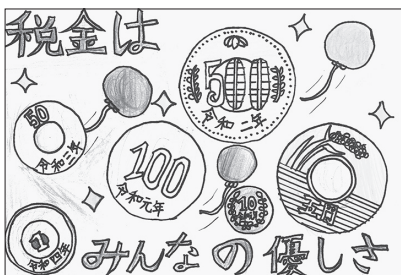
優秀賞

高崎市立桜山小学校
青木美桜さん



女性部会賞

高崎市立堤ヶ岡小学校
征矢啓太さん



女性部会賞

渋川市立中郷小学校
木下貴太郎さん



女性部会賞

吉岡町立明治小学校
永田優理和さん



女性部会賞

安中市立松井田小学校
東れいさん

法人会女性部会

いちごプロジェクト



みんなで出来る夏の節電対策

直射日光を避けて涼しい部屋を作ろう！

涼しい部屋を作るには直射日光を防ぐことが重要です。窓にすだれを掛けたりグリーンカーテンを作ったりして日陰を作ると、見た目も涼しげで素敵なインテリアになります。断熱フィルムや遮光カーテンを利用しても効果があります。ピー玉やおはじきを入れた金魚鉢を飾ったり、昔ながらの風鈴や水につけて使う和紙の水うちわなど、目や耳で涼しさを楽しむのもオススメです。

風の通り道を作ろう！

同じ温度でも風があると人は涼しく感じます。エアコンと扇風機を一緒に使って体感温度を下げましょう。冷たい空気は下へ溜まりやすくなるので、扇風機をエアコンと向かい合わせて置き、頭を上に向けると効果的です。また、帰宅したらまず窓やドアを2カ所以上開けて風の通り道を作り、こもった熱気を外に出してからエアコンを使うと、より冷気が循環しやすくなります。今年の夏も、感染症拡大防止のため、こまめに窓を開けて部屋の換気を行うようにしましょう。

「いちごプロジェクト」とは？

「いちご」のネーミングは、2011年夏の節電目標「15%」に由来しています。いちごは「毎年実をつける多年草」であり「全国各地で広く栽培」されます。そのイメージを、毎年女性部会が全国的に継続して取り組む社会貢献活動に重ねました。

基本となる9のメニュー

- ①室温 28℃を心がける。
- ②“すだれ”や“よしず”などで窓からの日差しを和らげる。
- ③無理のない範囲でエアコンを消し、扇風機を使用する。
- ④日中は不要な照明を消す。
- ⑤テレビは省エネモードにするとともに、画面の輝度を下げ、必要な時以外は消す。
- ⑥炊飯器は朝にタイマーで1日分まとめて炊いて、冷蔵庫等に保存する。
- ⑦冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品を詰め込みすぎないようにする。
- ⑧温水洗浄便座の温水のオフ機能、タイマー節電機能を利用する。上記の機能がいない場合、使わない時はコンセントからプラグを抜く。
- ⑨リモコンではなく、本体の電源を切り、待機電力を減らす。

女性部会

令和4年度
定時総会を開催

女性部会（岩井加代子部会長）は、6月15日（水）、マリエール高崎において、定時総会を開催しました。

第1部の定時総会は、眞木高崎税務署長等、多数のご来賓と本会役員、部会員合わせて約80名が出席して開催されました。

次の議案及び報告事項が承認、報告されました。

- 議案第1号
3年度収支決算承認の件
- 報告第1号
3年度事業報告
- 報告第2号
4年度事業計画及び収支予算

第2部の交流会では、日本ギター協会会長 内藤敏子さんをお招きして演奏会を開催しました。ギターはドイツ、オーストリア、スイスなどの国に伝わる弦楽器で一千年の歴史を持ち5本の旋律弦と40本以上の和音弦を使い、演奏には高い技術を要します。内藤先生



は、スイスに留学したときギターに出会い魅せられたそうです。秋篠宮妃殿下へのギター教授、社会的弱者への貢献など、そんな力強く美しい人生の軌跡を併せ持つ方です。音色は、お人柄を表すかのような気高く格調高い透明感のある美しい調べで、感動を残して終わりました。

その後の懇親会は、コロナ感染症拡大以降3年ぶりの制限付き会食会となりましたが、参加者一同笑顔での時を過ごしました。

青年部会

令和4年度
定時総会を開催



青年部会（横田裕正部会長）は、6月22日（水）、マリエール高崎において令和4年度定時総会を開催しました。

総会は、ご来賓と部会員他51名が出席し、次の議案が原案通り承認可決されました。

- 議案第1号 令和3年度収支決算承認の件
- 議案第2号 役員の一部選任の件



報告事項として、令和3年度事業報告、令和4年度収支予算及び事業計画について報告がなされました。

総会終了後は約3年ぶりに交流会が行われました。コロナ対策の為、離席しの挨拶や、大声での会話などは制限されておりましたが、隣り合った久しぶりに会う仲間との交流を楽しんでいました。



HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

箱田税務会計事務所

法人、個人の税務申告・相続税申告

有限会社ハコダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予算管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL: <http://www.hakoda-group.com/>

新会員・部会員紹介

①法人名 ②代表者・部会員名 ③所在地 ④業種

吉井	榛名		高崎
① ㈱アイ・エンタープライズ ② 茂木佐登志 ③ 高崎市吉井町吉井 ④ 卸売業、レンタル業	① ㈱i c h i 工業 ② 鎌田 浩一 ③ 高崎市上里見町 ④ 建設業		① ㈱ブレース・メディカル ② 根岸 享平 ③ 高崎市貝沢町 ④ 義肢装具製作販売
青年-安中		群馬	高崎
① ㈱サンワークス ② 西澤 保香 ③ 安中市安中 ④ 建設業		① 行政書士法人まるこ ② 塩野 有希 ③ 高崎市菅谷町 ④ 行政書士業	① ステージミント(株) ② 青木 伸明 ③ 高崎市八島町 ④ 教育・学習支援
	赤城	榛名	高崎
	① ㈱SaKuRaWorks ② 小林 智樹 ③ 渋川市赤城町津久田 ④ 清掃業	① ㈱赤尾工務店 ② 赤尾 友秀 ③ 高崎市中室田町 ④ 建築業	① (医)社団美心会(黒沢病院) ② 黒澤 功 ③ 高崎市矢中町 ④ 医療業
会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。			
問い合わせ先 (一社) 高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 F A X 027-363-4576			

法人会は経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

e-Tax利用に関する 法人会「会員優遇サービス」のお知らせ

高崎法人会の会員企業が、下記の金融機関に高崎法人会の会員であることの「証明書」を「インターネットバンキング申込書」に添付して提出すれば、基本料金が 1年間無料 になります。

※このサービスは e-Tax 利用を目的としてインターネットバンキングを新規に申し込む方が対象です。

1. 優遇サービスが受けられる金融機関と内容(令和3年10月1日現在)

◎群馬銀行・サービス区分

照会・振替・振込サービス 1,650円 ➡ 無料
照会・振替・振込サービス+データ伝送サービス 5,500円 ➡ 無料

◎東和銀行・サービス区分

照会・振替・振込サービス 1,100円 ➡ 無料
照会・振替・振込サービス+データ伝送サービス 5,500円 ➡ 無料

※別途、契約時に契約料として2,200円(消費税等込、契約時のみ)

◎高崎信用金庫・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料 2,200円 ➡ 無料

◎北群馬信用金庫・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料 1,100円 ➡ 無料

◎アイオー信用金庫・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料 2,200円 ➡ 無料

◎利根郡信用金庫・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料 1,100円 ➡ 無料

※その他の金融機関様で、この法人会の会員優遇サービスにご賛同していただける場合がございます。法人会事務局までご一報いただければ幸いです。

2. 申込み手順

- ① 各金融機関のインターネットバンキングの申込書を作成する。
- ② 高崎法人会の会員であることを証明する為、高崎法人会発行の「証明書」(※)に署名押印する。
- (※) 証明書は高崎法人会事務局にてお渡しいたします。
- ③ 上記金融機関へ、「インターネットバンキング申込書」に「証明書」を添付して申込む。

詳細については右記までお問合せください。【一般社団法人高崎法人会事務局】☎027-363-4526

渋川

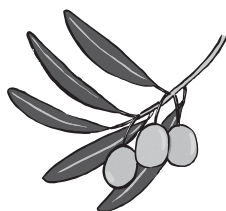
オリーブオイル販売会

イタリア共和国フォリーニョ市産オリーブオイルの販売

日本のまんなか・へそのまちである渋川市は、同じくイタリアのまんなかであるフォリーニョ市と姉妹都市提携をしており、へそを縁として交流を深めています。

フォリーニョ市はイタリア半島のほぼ中央部に位置し、首都ローマから北に一〇〇キロ、オリーブやぶどうの畑に囲まれ、市街地は中世に建てられた城塞のような建物が並ぶ、とても美しい街です。

平成十二年に姉妹都市提携を結んで以来、渋川市は毎年フォリーニョ市から新鮮なオリーブオイルを直輸入・販売をしており、昨年はエクストラバージンオイルに加えて、新たにオレング・ライムのフレーバーオイルも販売し、大変人気を博しました。



所本庁舎にて販売会が開催されます。今年の開催時期は未定となっておりますが、販売が予定されているそうです。なお、販売会終了後は渋川駅前にある渋川地区名産品センター（しづさん）でも購入可能となりますので、渋川にお越しの際はぜひお立ち寄りください。

赤城

「猫」という地名の村

渋川市赤城町地域の「敷島」は、かつては「猫」という大字でした。歴史は古く、戦国時代にふもとの地侍が暮らしていた住居地の「根小屋」から由来し、その読み方から猫の地名になったと考えられています。

昭和31年に敷島村と横野村が合併して赤城村となった際に改称して、猫という地名は消えてしまったそうです。

大正10年7月1日に開業し、開業100周年を迎えるJR上越線の敷島駅は「猫の停車場」と呼ばれて



いたそうです。線路の西を流れる利根川の河原は「猫っ河原」、滝は「猫っ滝」とも呼ばれていたそうで、地域住民の方々から親しみを込めて呼ばれていたことがうかがえます。

他にも、赤城地域内に築かれていた山城にはかつて「猫城」というお城が存在し、同地域にある御前神社で夏に行われる山車祭りは「猫祇園」と呼ばれているそうです。

赤城地域だけでなく、地域のルーツを探ることで新たな面白い発見があるかもしれません。

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



Business Guard

AIG損害保険株式会社 群馬支店
TEL. 027-223-5771

政府労災の上乗せ補償

ハイパー任意労災
(業務災害総合保険)

火災と地震災害に備える
**プロパティガード
+ 企業地震保険**
(企業財産保険 財物損害補償特約等)

企業向け第三者賠償責任保険

オールスターズ

ALL STARS
(事業賠償・費用総合保険)

個人情報の漏えい事故対策
情報漏えいガード
(個人情報漏洩保険)

22-073003

伊香保

株式会社 山陽ホテル

会員企業紹介



代表取締役
小林道弘

一、所在地

渋川市伊香保町

伊香保五五七-113

TEL 〇二七九-七二二-二七三三

二、事業概要・会社PR

当館は伊香保温泉の見晴台温泉街に位置しております。高台で非常に展望が良く、また、伊香保温泉のシンボルである石段街まで徒歩8分という好立地になります。部屋は48室あり、客室



イロリ処

から三国連山が眺められる特別室や民芸調の部屋が人気です。

その他にも囲炉裏での炭火焼料理や、女将の手作りちりめん細工のギャラリイなどが好評なアットホームなお宿です。

三、経営理念

まもなく創業60周年を迎えます。つどい多彩に会する人々に微笑みがこぼれ、語り合う声が響き渡る宿を目指し、今後も従業員一同お客様をお迎えしていきたいと考えております。

新 町

針谷工事 株式会社

会員企業紹介

代表取締役

針谷

一

一、所在地

高崎市新町二三〇-15

TEL 〇二七四-四二一〇四四九

URL <https://www.harigai.co.jp/>

二、事業概要・会社PR

地域社会に貢献できる企業を目指して創業以来60年、冷凍・冷蔵・空調設備工事を中心に、社員一同技術の研鑽に努めてまいりました。

地球規模で環境破壊が



冷凍冷蔵設備



社屋

進む中、二酸化炭素の削減やフロンの漏洩防止に努めこれからも環境保全に取り組み、社会に信頼される企業づくりを目指します。

三、経営理念

お客様のニーズ（課題、問題）を把握し、明確にとらえ、お客様に満足のいく品質・コスト・工期をご提供できるよう日々努めております。

ご入会をご希望の方は法人会事務局までお問い合わせください。

法人会は「健全な経営」「正しい納税」「社会貢献」をテーマに活動をすすめる全国約75万社の、会員組織です。

会 員
募 集 中



一般社団法人高崎法人会 事務局

TEL : 027-363-4526

<http://www.takasaki-hojinkai.com/>

パワーハラ防止で企業価値高めよ

日刊工業新聞社 岡田 直樹

2022年4月1日から
中小企業でもパワーハラス
メント対策が義務化され

た。大企業は2020年6月に施行済みだが、同様のルールが中小企業にも適用されることとなった。パワーハラは行為者の問題として対処されやすいが、繰り返し返される職場では組織の体質に原因がありそうだ。中小企業ではトップの姿勢が決め手になる。義務化を企業価値向上のチャンスととらえ、体制づくりを急ぎたい。

改正労働施策総合推進法ではパワハラを「優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるもの」と定義している。たたく、殴る、蹴るなどの暴力行為は言うに及ばず、部下を同僚の前で叱責したり、就業時間外に飲食

を強要したりするなど、精神的な苦痛を与えるケースも該当する。

必要な対策を講じなかった企業に対しての具体的な罰則規定はないが、問題発生時のリスクを甘く見てはいけない。法律に違反した企業は、厚生労働省による助言・指導・勧告の対象になり、改善が認められない場合は社名を公表されることもある。従業員のうつ病や自殺の原因になり、インターネットを通じて悪評が広がれば、企業の信用力は低下し、採用や業績に影響しかねない。

厚生労働省が2020年10月に実施した「職場のハラスメントに関する実態調査」によると、過去3年間にパワハラを受けたことがありと回答した労働者は3割を超える。内容は「精神的な攻撃」（49・4％）が

最も多く、「過大な要求」(33・3%)、「個の侵害」(24・0%)、「過小な要求」(21・2%)などが上位を占める。

中小企業は義務化により、パワハラを行ってはならない旨を方針に明記し、行為者は懲戒処分になることを就業規則に定め、従業員に周知しなければならぬ。あわせて、従業員が相談しやすい窓口を設置して事実関係の迅速な把握に努め、行為が確認できた場合は被害者と行為者に適正な措置を講じる。また当事者が不当な扱いを受けないようプライバシー保護を徹底する必要がある。

パワハラ対策に過敏にな
 るあまり、必要な注意や指
 導を避けるようになり、人
 材育成が手薄になってはい
 けない。上司が部下を叱る
 場合も、事柄の性質や互い
 の信頼関係によつてはパワ
 ハラに該当しない。建設現
 場で工具を階下に落とした
 部下を厳しく叱りつけるの
 は「ヒヤリ・ハット」を防ぎ、
 重大事故の芽を摘むうえで
 重要なことだ。ただし「い
 つも、おまえはそうなんだ
 から!」といった人格を否定
 するような叱り方は好ま

しくない。人権侵害になるだけでなく、職場の士気を低下させてしまう恐れがある。

中小企業にありがちな問題もある。「社長が行為者になつている場合、本人はパワハラとの自覚がなく、誰もブレーキをかけられない」と、企業のコンプライアンス（法令遵守）に詳しい弁護士は指摘する。社長は「自分に限って……」との先入観にとらわれず、自身の評価について従業員の声に耳を傾ける余裕を持ちたい。

新型コロナウイルス感染症が落ち着いて景気が回復に向かえば、採用環境は再び「売り手市場」の傾向が強まり、雇用の流動化が進む可能性は高い。中小企業が多い小売、建設、製造、運輸などの業種では若手の取り合いになることが予想される。少子高齢化を背景に労働力人口の減少が続く、給与水準の引き上げがなかなか難しい中で、パワハラ対策は人材の獲得や定着に欠かせない時代になった。企業の持続可能性を担保するため経営戦略と認識しておく必要がある。

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

**その安心で、
企業とともに未来をつくる。**


 おかげさまで120周年
DAIDO 大同生命

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル4F)
TEL 027-223-5260

120th
ANNIVERSARY
大同生命

企業保障

ポーター賞
2004年受賞

一言居士の経済と生活雑感

ジャーナリスト 海部隆太郎

水は高いところから低いところへ流れる。重力があるのだから物体は皆同じはずなのだが、逆に低いところから高いところへと引き寄せられるモノがある。「お金」は金利という力に引っぱられて高いところへと吸い上げられていく。あまりにも高金利の場合はリスクが伴うので要注意。それにして長期間に及ぶゼロ金利政策で、目立ったお金の流れを見ることがなく過ぎてきた。

こんな話を聞いたことがある。お金は寂しがり屋であり、友を求めて集まる習性がある。友が少ないとその場を嫌い、友が多い場所を求めて移ってしまうのだという。だからお金持ちにはお金が集まり、我々のような者の財布には留まってしまう。

くれない。薄情な奴らだと嘆いても仕方ない。少しでも長く居てもらえるよう工夫が必要だと思うが、その手法を知らない。世の中には、お金集めの指南書が溢れている。これに従えばいいのか。とても信用できない。

経済は、常に成長していくものだと思わなかった。給料も何とか会社にしがついていけば増えていくと思っていた。そんな上昇神話は、バブル崩壊により見事に崩された。それでも少しずつ這い上がり、そしてまたリーマンショックで不景気の底に落とされてしまった記憶は新しい。経済産業記者として時代の最先端を取材してきたつもりであったが、大きな経済の波に振り回されていただけのよう気がする。

自己満足は生きがいにも不適当

経済でも個人的な活動でも、上り調子の時は周囲に気にせず突き進んでも問題なく、自己満足でよかった。もちろん失敗や後に反省すべきことは多々ある。一転して下り坂になると何をしても臆病になり、貝のように閉じこもって様子見の状態になる。このような時にこそポジティブな行動で目の前の壁を越える努力をするべきなのだが、信念がないだけに動きが取れなくなる。

知識量・経験に裏付けされた度胸ある決断と行動力、は、逆風にも立ち向かえると考え。そこには、社員のため、家族のためなどしっかりとした目的意識があるはず。順風満帆の時にも社会貢献などの目的意識をもっていたはずだが、厳しい時代になるとそれが薄れ変化してしまう。誰のための会社なのか、どのような経営を心掛けるべきか、厳しい時代にこそ創り上げるべきもののなのだろう。

度。とくに納税の義務は、年相応とは思いつつも申し訳ない程度になっている。これまでキチンと務めてきたし、これからは好きな事だけを考え生きていけばいいと決めた。しかし、何をやればいいのか好きなことが浮かばない。机の上の物の配置や、コーヒーのいれ方、服装など、どうでもいいようなことにこだわっ続け、自己満足しているだけ。

好きな事をして生きていくことを改めて見つめ直すと、自己満足を極めることになる。これでは悲しすぎる。ということ、何でも口をはさむ世間的には嫌われる人になるしかないと思う。前向きで人のためになるアドバイス程度なら問題ないのではないかと、自身を励ましなが、結局、今の延長線になる。人は日々積み重ねてきた結果でしか生きられない。軌道修正は早いうちに行うのが基本だ。



Aflac

IDA LIFE

あなたと共に創る。

**保険のことなら
なんでも気軽にご相談ください!
オンライン相談も承っております!**

本店 高崎飯塚店
〒379-0069 群馬県高崎市飯塚町469-2
TEL 027-361-8431 FAX 027-361-8455

前橋支店 前橋駒形店
〒379-2122 群馬県前橋市駒形町1128-1
TEL 027-361-8431 FAX 027-212-2919

【共通フリーダイヤル】 あふらつく いへな

0120-0269-17

【受付時間】月曜～土曜 9:00～17:00 【定休日】日曜・祝祭日

〈募集代理店〉
株式会社 井田ライフ保険
<https://idalife.co.jp>

税理士会

企業版ふるさと納税

関東信越税理士会

高崎支部 税理士 荻原 敏和

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）については、個人のふるさと納税と比較して認知度が低いように思われます。この制度が令和2年度税制改正で拡充・延長されました。

企業版ふるさと納税とは

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、税額控除により税負担が軽減される制度です。地方創生の更なる充実・強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める趣旨から拡充・延長されました。

と法人関係税から最大で寄附額の6割が税額控除され、あわせて最大で寄附額の9割（※）が軽減される仕組みとなっています。

（※）最大9割となる寄附限度額は企業の課税所得や資本金等によって異なります。

また、自治体の作成を要する地域再生計画も、要件が大幅に緩和され、非常に認定されやすくなっています。多くの自治体で活用されることが期待されています。

企業版ふるさと納税の

メリット

・自治体にとってのメリット
総合戦略の推進にあたり寄附企業との連携を進めて

いくことで、地域課題の解決に向けた企業との関係性構築のきっかけとなります。

・企業にとってのメリット
大きく次の3点といえます。

①持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた取組として、地域や自治体がまちづくりで抱える社会課題の解決を通じた取組を応援できます。また、企業のCSRとしての活動にもつながり企業ブランディングに貢献します。

②通常自治体との関係性は入札を通じたサービスの提供にとどまることが多いで

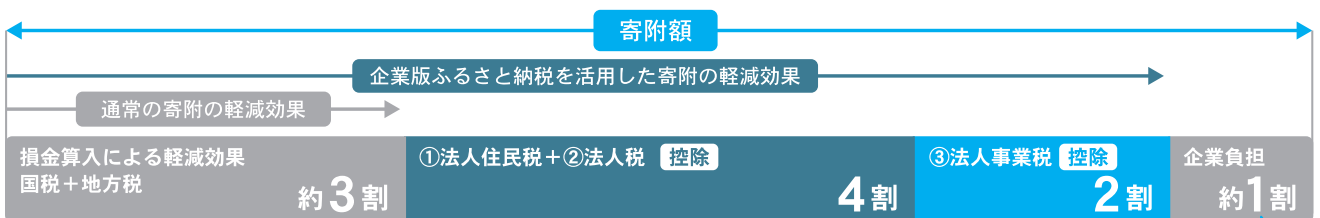
す。しかし、企業版ふるさと納税という寄附を通じての関係性は入札などで得た受注者、発注者という関係ではなく、共に自治体の事業をつくりあげるという共創の関係となり、より強固な関係を築くことが可能です。

③人口減少が進行する地方における社会課題や生活ニーズの探索を通じて、寄附企業における社会課題解決型の新事業開発のインプットも期待できます。

寄附を通じて社会貢献に取り組む企業としてのPR及び企業イメージのアップが期待されるなど副次的な効果もあります。決算月等にご検討してみたいかがでしょうか。

留意事項

1回あたり10万円以上の寄附が対象、本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外、寄附による経済的利益を受けることは禁止等



軽減効果最大
約9割に!



シリーズ 寸 経 営 話

令和5年10月1日から
インボイス制度が始まります

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 飯塚 玲子

インボイス制度って何？

インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは消費税の仕入税額控除の方式のことを言います。

買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として売手から交付を受けたインボイス（適格請求書）を保存する必要があります。

仕入税額控除って何？

納付する消費税額の計算方法は売上の消費税額（売上税額）－仕入や経費の消費税額（仕入税額）＝納付する税額（納付税額）です。

この場合の仕入税額を差し引く計算のことを仕入税額控除と言います。

そして、この仕入税額控除を受けるためにはインボイスの保存が必要となります。

インボイスって何？

インボイスとは「売手が買手に対し正確な消費税率

や消費税額等を伝えるための手段」です。現行の請求書等の記載に「登録番号」、「適用税率」、「消費税額等」

一定の事項が記載された書類や電子データを言います。

請求書や納品書、領収書、レシート等、書類の名称は問いません。買手は帳簿及びインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。

インボイスを交付することができるのは事前に税務署長の登録を受けたインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）に限られます。そしてこの登録を受けると課税事業者として消費税の申告が必要となります。

登録申請のスケジュール

令和3年10月1日から、すでに申請書の受付が開始されています。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則

として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

国税庁の公表によると、登録申請書を提出してから登録通知までの期間は電子申請の場合、約2週間、書面提出の場合、約1か月となっております。登録を行う場合はご参考ください。

登録しないとどうなるの？

当社が登録をしないと売上先にインボイスを交付できません。売上先はインボイスがないと仕入税額控除ができません。ですので、当社（売手）がインボイスを交付した場合と比べ、売上先（買手）の納付税額が大きく計算されます。ただし、一定期間、経過措置が設けられています。

登録を受けるかどうかはどう判断したらいいの？

売上先からインボイスの交付を求められるのか（売上先は消費税の課税事業者

なのか、消費者なのかなど）検討、確認が必要となります。

登録を受けた場合は、インボイスが交付できますが、課税事業者として消費税の申告が必要です。（基準期間の課税売上高が1千万円以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税の申告が必要となります）

なお、登録を受けるかどうかは事業者の任意となっておりますので、当社の状況、取引先の状況をふまえ、お早めにご検討いただくとよいかと思います。



\事業者の方へ/

税 国税庁

消費税の
インボイス
制度

登録申請受付中!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

登録申請手続きは、e-Taxをご利用ください!!



- ✓ 「e-Taxソフト (WEB版)」、「e-Taxソフト (SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- ✓ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。説明会サイトへ▶



●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553 (無料)

【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



登録通知の受領はe-Tax (データ) で !!

「データ」で受け取ると「書面」に比べてこんなに便利!!

登録申請書をe-Taxで作成する際に「登録通知書の電子通知」に同意すると登録通知をデータで受け取れます。

申請者にとって…

- ▶登録通知が早く受け取れる！
税務署における登録とほぼ同時に受け取れます。
- ▶紛失リスクがない！
登録通知は、通知書等一覧内に保管されるため書面のように紛失リスクがありません。(1,900日間保存)。
- ▶取引先への連絡が便利！
メールに登録通知のデータを添付して取引先に連絡することもできます。

関与税理士にとって…

- ▶税理士にもお知らせが届く！
事前にメールアドレスを登録しておけば、関与先の登録通知があったことをメールで関与税理士にもお知らせします。



データでの受領は
三方良しだね!!

取引先にとって…

- ▶書面保存が不要！
登録通知を電子データで受領することで書面保管が不要です。
- ▶真正性の確認が可能！
登録通知の電子データに税務署による認証を付しているため、e-Taxソフト又はe-Taxソフト (WEB版) を利用すれば、税務署が作成した改ざんのないデータであることが確認できます。

インボイス制度のオンライン説明会に興味をお持ちの事業者の皆様！！

国税庁では、インボイス制度のオンライン説明会の
動画（過去の説明会の模様）を用意しております。
お手持ちの**スマートフォン**や**パソコン**で
いつでもご覧いただけます。

インボイス制度のオンライン説明会では、
「**基礎編**」と「**テーマ別編**」を開催しています。

基礎編

インボイス制度の概要について説明しています。【約40分】

「適格請求書等保存方式の概要ーインボイス制度の理解のためにー」（パンフレット）の基本的な部分を中心に説明します。

＼こんな疑問をお持ちの方に／

- ▶ インボイス制度ってなんだろう。
- ▶ インボイス制度が開始されると何が変わるのかな。
- ▶ 今のうちに準備しておかないといけないことは何かな。
- ▶ 消費税の申告をしたことがないけど、関係があるのかな。
- ▶ 何か手続きしなければいけないのかな。

説明会の動画を是非ご覧ください！



説明会の模様
（アーカイブ）



説明会の資料はこちら！



説明会の資料



※外部サイトに
接続します

国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

説明会の模様や資料のほかに、申請手続きに関することやQ&Aなどインボイス制度のより詳細な情報などを掲載しています。

インボイス制度
特設サイト



テーマ別編

インボイス制度をテーマ別に解説しています。

概要は理解しているけど、より詳しく知りたい方や、実際の対応に当たって具体例を確認したい方向けです。

その1 インボイスの記載方法の具体例と端数処理の留意点【約40分】

＼こんな疑問をお持ちの方に／

- ▶ 今発行している書類を、全部インボイス対応しないといけないのかな。
- ▶ 手書きでインボイス対応する場合、具体的にどうしたらいいのかな。
- ▶ 納品書と請求書を合わせてインボイスとする場合、消費税額等の端数処理はどうしたらいいのかな。



説明会の模様
(アーカイブ)



説明会の資料
※外部サイトに
接続します



その2 「インボイスの種類」と「交付のケース別対応例」

「インボイスの種類」について【約20分】

＼こんな疑問をお持ちの方に／

- ▶ 適格簡易請求書ってなんだろう。
- ▶ 交付した適格請求書に誤りがあった場合は、どうしたらいいんだろう。
- ▶ 値引きや返品等をした場合は、対応が必要かな。
- ▶ 仕入明細書で対応している場合、注意する点は何かな。



説明会の模様
(アーカイブ)



説明会の資料
※外部サイトに
接続します



「交付のケース別対応例」について【約20分】

＼こんな疑問をお持ちの方に／

- ▶ 販売を委託しているんだけど、適格請求書の交付はどうしたらいいのかな。
- ▶ 事務所の家賃は請求書が交付されないけど、どうしたらいいのかな。
- ▶ 立替払をした（してもらった）場合は、どうしたらいいんだろう。



説明会の模様
(アーカイブ)



説明会の資料
※外部サイトに
接続します



表紙説明

第10回

榛名山ヒルクライム in 高崎

高崎市の榛名山を舞台にした自転車レース「第10回榛名山ヒルクライムin高崎」通称「ハルヒル」が令和4年5月22日に開催され2,253人が出走した。ハルヒルは2013年に初開催され2016年には参加者が6,000人を超え、日本有数の自転車ロードレースとなった。コースは「榛名湖コース16.1km」「神社コース11.6km」「初心者コース6.7km」の3コース。

初心者から上級者まで楽しめるコース設定となっている。午前7時に参加者がスタート地点の大森神社前を順次出発し、タイムを競う選手や完走を目指す選手が新緑の榛名路を駆け抜けた。沿道の地元住民らが拍手や旗を振って応援した。

完走した選手からは、「辛かったけど楽しかった」「入賞がうれしかった」「自己ベストを更新できず悔しかった」「達成感は格別」などの声が聴こえ盛会のうち終了した。

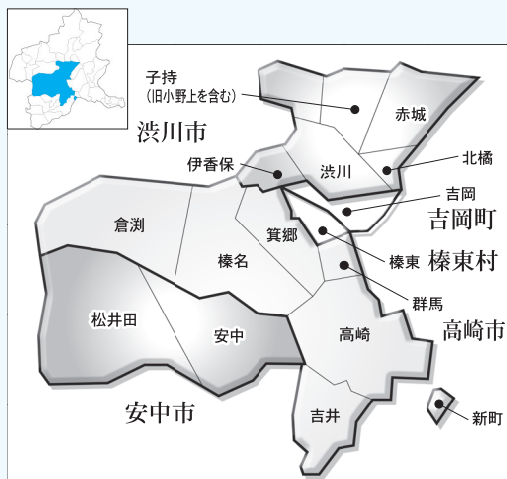
(榛名地区会)



消費税期限内納付

推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



法人だより第185号

令和4年7月10日発行(年4回4・7・10・1月10日発行)
〈発行所〉一般社団法人 高崎法人会
〒370-0006
高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号
TEL:027(363)4526 FAX:027(363)4576
E-mail:office@takasaki-hojinkai.com
U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/
〈企画・編集〉広報委員会:委員長 羽鳥 武久
〈編集・印刷〉荒瀬印刷株式会社

厚生委員会からのお知らせ

企業の安定した経営のために

法人会の福利厚生制度は
企業の皆様が安心して経営に取り組めるよう
病気、事故、労災等に備えた保障制度です

もしものときの企業防衛に……

経営者大型総合保障制度

【大同生命保険㈱・A I G 損害保険㈱】



万一の労災事故に備えて……

アットワーク ハイパー任意労災

【A I G 損害保険㈱】



がんや病気などの治療に備えて……

新生きるためのがん保険Daysと 医療保険新Ever

【アフラック】



貸し倒れや与信管理に……

中小企業向け貸倒保障制度

【三井住友海上火災保険㈱】



会社の発展のため、
法人会の福利厚生制度を上手くご活用いただければ幸いです。

※法人会の福利厚生制度は、専門の保険会社に委託しています。

お問い合わせ先

高崎法人会 事務局 ☎027-363-4526

自動振替で会費を納入 頂いている皆様へ

振替日変更のお知らせ

平成27年度から振替日が変更となっております。

旧) 7月15日



新) 7月22日

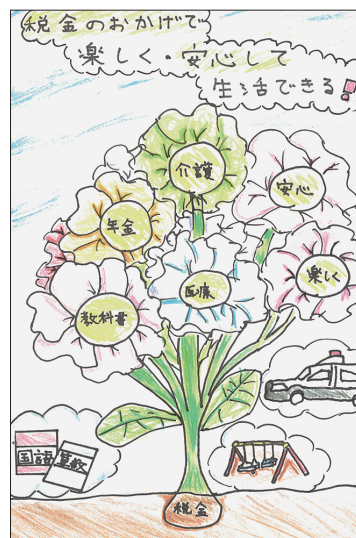
※土日祝日の場合は翌営業日
本年度は7月22日です。

令和3年度 卒業生の作品



鈴木 莉央 さん

【高崎税務署長賞】



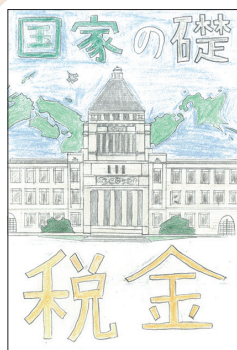
伊佐治りあさん

【最優秀賞】
安中市立安中小学校



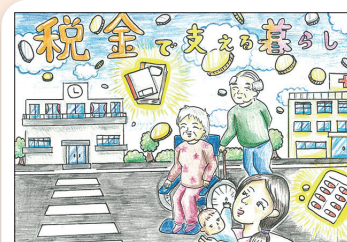
大番 彩奈さん

【安中市長賞】
安中市立西横野小学校



高市 明寛 さん

【高崎市長賞】
高崎市立倉渕小学校



鈴木 董さん

【渋川市長賞】
渋川市立橘小学校



井野 心陽 さん

【上毛新聞社賞】
高崎市立佐野小学校



内川 奈々 さん

【高崎市議会議長賞】
高崎市立乗附小学校



青木 光 さん

吉岡町立駒寄小学校



原田 香心 さん

【高崎法人会青年部会長賞】
高崎市立浜尻小学校



町田 奏さん

【高崎法人会女性部会長賞】
高崎市立長野小学校



富田 凜帆さん

【高崎法人会長賞】
高崎市立東小学校

※優秀賞はP13～14に掲載しています。

法人だより

No.185



第10回榛名山ヒルクライムin高崎（榛名地区会） 表紙説明はP.26

（一社）高崎法人会
令和5年度 税制改正要望意見書

今こそ、上杉鷹山に学ぶべし

パワハラ防止で企業価値高めよ

第13回税に関する絵はがきコンクール
優秀作品紹介

高崎税務署管内 税務協力団体

 一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会
吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渕地区会 新町地区会 北橘地区会 赤城地区会 吉井地区会